㈡　個人番号カードの交付を受けている者（個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受け、当該個人番号カード用署名用電子証明書が効力を失っていない者に限る。）は、自己に係るカード代替電磁的記録をその者が使用する移動端末設備に記録して利用するため、その者の申請により、当該カード代替電磁的記録の発行を受けることができることとした。（第一八条の二第一項関係）

㈢　カード代替電磁的記録の発行を受けた者は、自己に係るカード代替電磁的記録を提供するときは、内閣総理大臣の認定を受けたプログラムを用いて当該カード代替電磁的記録の送信を行わなければならないこととするとともに、カード代替電磁的記録の送信を受けた者は、当該カード代替電磁的記録が当該送信を行った者のものであることの確認について、内閣総理大臣が提供するプログラム又は内閣総理大臣の認定を受けたプログラムを用いて行うこととした。（第一八条の二第六項及び第七項、第一八条の三並びに第一八条の四関係）

㈣　基本理念、地方公共団体情報システム機構が徴収する手数料、地方公共団体情報システム機構の中期目標及び罰則について、必要な見直しを行うこととした。（第三条、第一八条の五第一項、第三八条の八第一項及び第五五条関係）

3　特定個人情報の正確性の確保のための内閣総理大臣の支援

内閣総理大臣は、個人番号利用事務実施者に対し、特定個人情報を正確かつ最新の内容に保つために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこととした。（第六条の二関係）

四　独立行政法人国立印刷局法の一部改正関係

1　独立行政法人国立印刷局の目的

公共上の見地から行われることが適当な情報の提供を図るため、国の公的基礎情報データベースを構成するデータの加工、記録、保存及び提供を行うことを追加することとした。（第三条第二項関係）

2　独立行政法人国立印刷局の行う業務の追加

㈠　国の行政機関等の委託を受けて、国の公的基礎情報データベースを構成するデータの加工、記録、保存及び提供を行うこととした。（第一一条第一項第五号関係）

㈡　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第二〇条第二項の規定による協力を行うこととした。（第一一条第一項第六号関係）

3　独立行政法人国立印刷局の主務大臣の追加

第一一条第一項第五号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する事項については、財務大臣及び内閣総理大臣を主務大臣とすることとした。（第二一条第一項第二号関係）

五　情報処理の促進に関する法律の一部改正関係

1　独立行政法人情報処理推進機構の行う業務の追加

㈠　行政機関等及び特定公共分野の民間事業者の情報処理システムの整備及び管理に関し、データの標準化に係る基準の作成、技術的助言、情報の提供その他必要な協力を行うこととした。（第五一条第一項第九号関係）

㈡　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第二〇条第二項の規定による協力を行うこととした。（第五一条第一項第一六号関係）

2　独立行政法人情報処理推進機構の主務大臣の追加

第五一条第一項第五号、第八号、第九号及び第一六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関する事項については、経済産業大臣及び内閣総理大臣を主務大臣とすることとした。（第五七条第一項第二号関係）

六　この法律は、一部を除いて公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令

（政令第二〇五号）（農林水産省）

1　漁業施設共済の共済目的とする養殖施設として、のり等養殖業のうちのりの養殖業に供用するくい打ち式養殖施設を加えることとした。（第一九条関係）

2　この政令は、令和六年八月一日から施行することとした。

法律

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和六年六月七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第四十五号

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律

（産業競争力強化法の一部改正）

第一条　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「特定新事業開拓投資事業」を削り、「第三款　研究開発施設等の活用（第二十一条の十二―第二十一条の十七）」を「第三款　特定新需要開拓事業活動の促進（第二十一条の十二―第二十一条の十七）」に、「第四款　研究開発施設等の活用（第二十一条の十八）」を「第四款　募集新株予約権の機動的な発行（第二十一条の十九）」に、「第二十一条の十三―第二十一条の二十八」を「第二十一条の二十―第二十一条の三十五」に、「第四十六条」を「第四十六条の二」に改める。

第二条中第七項を削り、第八項を第七項とし、同条第九項中「投資事業有限責任組合」の下に「（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。）」を加え、同項を同条第八項とし、同条中第十項を第九項とし、第十一項を第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　この法律において「特定新需要開拓事業活動」とは、事業者が大学等（大学その他の研究機関であって経済産業省令で定めるものをいう。）と共同で行う研究開発と一体的に行う事業活動であって、新たな需要を開拓することを目的として、当該研究開発により創出される技術及びこれに関連する技術について、産業標準化（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二条第一項に規定する産業標準化をいう。第二十一条の十七において同じ。）をすることが必要であるもの、国際標準化（同法第二条第二項に規定する国際標準化をいう。第二十一条の十三第三項第三号及び第二十一条の十七において同じ。）をすることが必要であるもの、知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第二項の知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。第二十一条の十七並びに第百一条第一項第十号及び第十一号において同じ。）の取得及び活用をすることが必要であるもの又は秘匿することが必要であるものに分類し、当該分類に基づき計画的に展開するものをいう。

第二条第十二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第十三項中「前項第三号」を「前項第二号」に改め、同条第十四項を次のように改める。

14　この法律において「産業競争力基盤強化商品」とは、エネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に資する半導体、自動車（専ら化石燃料を内燃機関の燃料として用いるものを除く。）、鉄鋼、基礎化学品（化学製品の原材料である化学品（化石燃料に由来するものを除く。）をいう。）、燃料その他事業適応（第十二項第二号に該当するものに限る。）に資する商品として政令で定める商品であって、今後の我が国産業の基盤となることが見込まれ、かつ、国際競争に対応して事業者が市場を獲得することが特に求められるものとして主務省令で定める要件に該当するものをいう。